つくば市企業立地促進奨励金の交付に関する条例をここに公布する。

令和８年３月30日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市条例第20号

# つくば市企業立地促進奨励金の交付に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の２の規定に基づき企業立地促進奨励金（第３条第２項第２号を除き、以下「奨励金」という。）を交付することにより、企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「整備区域」とは、つくば市産業用地整備支援事業に関する条例（令和８年つくば市条例第　号）第６条第４項の規定により承認された計画（以下「承認計画」という。）に基づき整備された区域をいう。

２　この条例において「事業所」とは、事業を営むために必要な事務所、研究所、工場、データセンターその他これらに類するものをいう。

３　この条例において「投下固定資産」とは、事業所の土地、家屋及び償却資産をいう。

（奨励金の交付対象者等）

第３条　奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者と

する。

(1) 第５条第１項の規定による申請（以下「交付申請」という。）の際現に事業所において事業を営む者又は事業所を賃貸している者であること。

(2) 事業所の投下固定資産（家屋に限る。）に係る固定資産税の納税義務者であること。

(3) 交付申請に係る事業所の建築物の承認計画における建築主であること。

(4) 交付申請の日において市税の滞納がないこと。

２　前項第１号から第３号までの事業所は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 事業所の建築物が承認計画に基づき建築されたものであること。

(2) 過去に他の地方公共団体から交付された同様の補助金、奨励金等の交付の対象となっていないこと。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、交付申請があった日の属する年度の前年度における投下固定資産に係る固定資産税額（当該交付申請をした者が納税義務者となっているものに限る。）に相当する額（当該奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、１事業者につき１会計年度当たり１億円を限度とする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、交付の決定を受けなければならない。

２　交付申請をすることができる期間は、投下固定資産のうち家屋に対して最初に固定資産税を賦課された年度の翌年度から起算して３年間とする。

（交付決定の取消し）

第６条　市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた者があるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。